前枚方市議会議員改革系無所属

駅前配布版 第99号(通算128号) 平成28年8月発行

かじや知宏 市政報告

<生年月日>昭和43年9月12日 〈年齢〉47歳 〈出身地〉大阪府枚方市 〈趣味〉読書、スポーツ観戦、神社仏閣巡り 〈血液型〉O型 〈経歴〉阪保育所→殿山第二小→枚方三中→牧野高→龍谷大→報知新聞社(11年)→枚方市広報課(3年3ヶ月)→行政書士

<自 宅>〒573-0171 枚方市北山1-23-57 電話 090-3705-9393 Eメール tomohiro@t-kajiva.com

かじや知宏のホームページ http://www.t-kajiya.com



労働組合の事務所使用料問題 大阪地裁が労働組合の訴えを棄却 市民目線で判断し、格安な使用料(近隣物件の6分の1)の適正化を



事務所使用料の支払いを巡り、枚方市職員労働組合(市職労)が枚方市を訴えていた裁判の判決が、 今年3月にあり、大阪地裁は原告の訴えを棄却する判決を下しました。その後、原告も控訴しなかった ことから、判決が確定し、使用料が支払われることとなりました。

枚方市は、職員の労働組合に対して、長年にわたり市役所北側にある職員会館内の事務所を無償で使用させていましたが、平成26年度から使用料を徴収することに方針転換。しかし、市職労は、市の再三にわたる納付の催告を無視して使用料を滞納したあげく、同年大阪地裁に提訴していました。これまで市議会からも私を含め多くの議員が、労働組合から事務所の使用料を徴収するよう再三指摘をしてきましたが、裁判の結果、使用料を徴収するという判断は、妥当であったことが証明されました。

しかし、現在支払われている1年間の使用料は、市の正規価格から5割の減免がされており、職員会館1階の市職 労が133.09 ㎡で48万2253円、3階の枚方市職員関係労働組合が148.68㎡で53万8743円と、枚方市駅周辺の物件と比較すると格段に安い価格となっています。例えば、枚方市は庁舎として市駅前のサンプラザ3号館の一室(約771㎡)を約1700万円で借り上げていますが、これと比較すると職員会館の使用料は1平米当たりで約6分の1の価格となります。これこそ労働組合への便宜供与であり、この差額は市民の税金で負担されています。仮にサンプラザに入居している市の部局を職員会館に移し、労働組合の事務所をサンプラザに移せば、市の支払う賃借料を減額することができ、市民の負担を軽減することが可能になります。これらの現状を踏まえると、現在の組合事務所の使用料が適正であるのか、市民目線で判断をしていく必要があります。今後、適正な使用料徴収に向け、市長がリーダーシップを発揮し、労働組合の既得権に切り込んでいってもらいたいと思います。

税金の流れの透明化

ムダの排除

既得権の見直し

市民の手に税金と政治を取り戻します!!

活動の詳細はホームページをご覧ください

かじや知宏





ブログのOBㅋ—



tomohiro.kajiya



@kajiya_tomohiro

※フェイスブックとツイッターのアカウントを開設しています。

駅前報告を行っています

~570回継続中~

一人でも多くの市民の方に市政情報をお伝えしたいという想いから、午前6時20分頃~8時30分頃に駅前で「市政報告」の配布を行っています。